

とよなか都市創造研究所における豊中市後援名義の使用の承認に関する要綱

令和3年8月1日実施

(目的)

第1条 この要綱は、とよなか都市創造研究所設置規則（平成19年豊中市規則第4号。以下「規則」という。）第4条に規定するとよなか都市創造研究所（以下「研究所」という。）の分掌事務に係る事業に対し、豊中市（以下「市」という。）の後援名義の使用の承認をすることに關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「後援名義の使用」とは、第4条に規定する申込適格を有する者が主催する事業で第5条に規定する基準を満たすものに対して、当該者の申込みに基づき市が「豊中市」の名義の使用を承認することにより、当該事業を支援することを示すことをいう。

(申込み)

第3条 後援名義の使用の承認を受けようとする者は、後援名義使用承認申込書（様式第1号）及び事業予算書（様式第2号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、市長は、事業の実施要領、主催者の定款、規約又は会則、役員名簿等の提出を求めることができる。

(後援名義の使用の申込適格)

第4条 後援名義の使用の承認は、市が推進する事務又は事業に関連する事業であって、主に市内で活動する団体等が主催する事業を行おうとする者に限り申し込むことができる。

(後援名義の使用の承認基準)

第5条 市長は、第3条の規定による申込みがあった場合は、当該事業が次に掲げる基準を満たすと認めたものに限り、後援名義の使用の承認をすることができる。

- (1) 規則第4条に規定する研究所の分掌事務に係る事業であって、地域の課題解決又は活性化に寄与するものであること。
- (2) 多くの市民の参加を求めるものであること（参加者が少人数又は限られた範囲の小規模な行事は除く）。
- (3) 公序良俗に反しないものであること。
- (4) 政治的、宗教的活動に類する行為がないと認められるものであること。
- (5) 選挙等に関連する売名行為でないと認められるものであること。
- (6) 公共性が認められ、営利を主たる目的としないものであること。
- (7) 後援名義を利用し、金品の寄付、援助、事業参加等の強要のおそれがないと認められるものであること。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるものではないこと。

(9) その他市長が特に不相当と認めたものでないこと。

(承認に係る条件等)

第6条 市長は、前条の規定より後援名義の使用の承認をする場合において、後援名義使用承認通知書（様式第3号）により必要な条件を付すことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがある場合は、前条の承認を取り消すことができる。

(1) 第3条及び第4条の規定による申込内容が虚偽の場合

(2) 前条に規定する承認基準に違反した場合

(3) 前項に規定する条件に違反した場合

(4) その他市長が著しく不相当と判断した場合

(報告)

第7条 後援名義の使用の承認を受けたものは、事業終了後1か月以内に後援名義使用承認事業実施報告書（様式第4号）を提出するものとする。ただし、市長が特に必要を要しないと認めるものは、この限りでない。

2 前項の場合において、市長は、開催要領、事業の収支決算書、後援名義を使用した印刷物等の提出を求めることができる。

(施行細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究所における後援名義使用承認について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から実施する。

(様式第1号)

後援名義使用承認申込書

令和 年 (年) 月 日

豊中市長 あて

申込者 団体等所在地 〒

団体等名称

代表者氏名

下記事業を実施するにあたり、豊中市の後援名義の使用を承認してください。

事業名称	
事業概要	
目的	
事業の実施期間	年 月 日～ 年 月 日
名義の使用期間	承認した日から当該事業終了日までとする
事業の実施場所	
名義使用方法	チラシ等印刷物・その他 ()
他の名義使用申し込み先	
備考	
連絡先	担当者名： 電話番号： 住所：〒

※豊中市暴力団排除条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、申込書等に記載されている情報を豊中警察署長又は豊中南警察署長に提供することがあります。

※事業の実施要領、主催者の定款、規約又は会則、役員名簿、団体の日頃の活動が分かる資料（チラシやリーフレット、ホームページのURL等、貴団体がこれまで作成されたもの）等の提出を求めることがあります。

※承認申込書の「事業概要」等については、「別紙参照」と記載の上、貴団体で使用されている企画書等を添付することも可能です。

(様式第2号)

事業予算書

令和 年(年) 月 日

主催者名

	項 目	金 額	内 訳
収 入			
	収 入 合 計		
支 出			
	支 出 合 計		

(様式第3号)

豊 都 研 第 号
令和 年 (年) 月 日

様

豊中市長 長 内 繁 樹
(公 印 省 略)

後援名義の使用について (回答)

令和 年 月 日に開催されます の開催に伴う後援名義の使用について、下記のとおり承認します。

記

1. 後援名義 豊 中 市

2. 承認条件

- (1) 公序良俗に反する行為を行わないこと。
- (2) 政治的、宗教的活動に類する行為を行わないこと。
- (3) 選挙等に関連する売名行為を行わないこと。
- (4) 公共性が認められ、営利を主たる目的としないこと。
- (5) 後援の名義を利用し、金品の寄付、援助、事業参加等の強要を行わないこと。
- (6) 暴力団の利益になり、又はなるおそれのある行為を行わないこと。
- (7) 事業の実施にあたって生じた事故災害等については、すべて主催者 (申込者) の責任において処理すること。
- (8) その他、市長が特に必要と認めて指示する事項を遵守すること。

※豊中市暴力団排除条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、申込書等に記載されている情報を豊中警察署長又は豊中南警察署長に提供することがあります。

(問合せ) 〒561-0884

豊中市岡町北 3-13-7 人権平和センター豊中 3階

豊中市都市経営部とよなか都市創造研究所

担当 :

TEL(06)6858-8811 FAX(06)6858-8801

(様式第4号)

令和 年 (年) 月 日

豊 中 市 長 あて

団体 _____

代表者名 _____

住所 _____

後援名義使用承認事業実施報告書

令和 年 (年) 月 日付け後援名義の使用承認を受けました事業の実施結果を、下記のとおり報告します。なお、承認時に指定を受けた条件については、全て遵守しました。

記

事業名称	
事業実施期間	
事業実施場所	
参加人数	
事業効果	

※ 開催要領、事業の収支決算書、プログラム・ポスター・チラシ等の印刷物も添付してください。